

立科町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 6 月
立科町教育委員会

目 次

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・ 2
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・ 4

1 計画の趣旨、現状

計画の趣旨

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）」に基づき、教育職員（以下「教職員」という）の業務量管理と健康確保を推進するため、立科町教育委員会（以下「町教委」という）が策定するものである。現状の課題を踏まえ、働き方改革を実現し、教育の質向上をめざすことを目的とする。

本町の現状

本町における教職員の時間外在校等時間の状況については、以下のとおりである。

【時間外在校等時間の月平均（時間）】

	小学校	中学校	長野県
令和4年度	38	38	43
令和5年度	32	38	41
令和6年度	32	36	39

【時間外在校等時間が45時間を超える教員の割合（%）】

	小学校	中学校	長野県
令和4年度	39.7	37.9	51.8
令和5年度	26.0	38.4	38.4
令和6年度	23.7	31.6	36.7

- 令和6年度の時間外在校等時間の月平均は、小学校32時間、中学校36時間となっている。また、時間外在校等時間が45時間を超える割合も、小学校23.7%、中学校31.6%となっている。授業準備や学級事務などの業務が多岐にわたっているため、業務の効率化を図り、教育の質の向上に必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2 目標

時間外在校等時間に関する目標

- ① 1年間における1ヵ月当たりの平均時間外在校等時間を30時間以内とする。
- ② 1ヵ月の時間外在校等時間が45時間超えの割合を前年度より減少させる。

ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上とする。
【令和6年度：小学校16日、中学校15日】
- ② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下まで減少させる。
【令和6年度：小学校・中学校 10.3%】
- ③ ストレスチェック集団分析項目「働きがいのある仕事」の肯定的評価数値を50%に増加させる。
【令和6年度：小学校・中学校 37.9%】

3 計画の期間

○令和8年度～令和10年度【3年間】

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

業務の見直しについて

（学校以外が担うべき業務）

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・通学路における日常的な見守りについては、保護者・地域住民による見守り活動を推進する。
- ② 放課後から夜間における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・補導された児童生徒の引取りは、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、困難な事案への対応
 - ・トラブルが大きくなる前に学校から町教委へ早期に相談するよう周知する。

（教師以外が積極的に参画すべき業務）

- ① 調査・統計等への回答に関する業務
 - ・校務支援システムの機能を活用し、町から学校へ発出される各種調査への回答事務の負担を軽減する。

- ② 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
 - ・ 広報資料等作成時には生成 AI の活用を進める。
- ③ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・ 民間事業者への委託や情報通信技術支援員の配置を検討する。
- ④ 部活動の地域展開に関する取組
 - ・ 令和 8 年度末までに、休日の部活動の地域展開を進める。

(教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務)

- ① 授業準備・学校評価・成績処理等に関する業務
 - ・ 校務支援システム、自動採点技術、教員業務支援員を活用し、授業準備・採点・成績処理に係る事務負担を軽減する。
- ② 学校行事の準備・運営
 - ・ 準備や運営の協力を、保護者・地域住民へ依頼することを検討する。
- ③ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等との連携を強化し、効果的な支援を進める。
 - ・ 立科町要保護児童対策地域協議会において関係部署と連携し、家庭支援を行う。
- ④ 家庭連絡のデジタル化
 - ・ 一斉メールやアプリを活用した保護者連絡を継続する。
 - ・ 連絡帳について、紙からデジタル化への移行を研究する。

学校における措置の推進

○学校において以下の措置を推進し、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ① 各学校の教育課程における年間総授業時数、週当たり授業時数は、年度当初の計画段階において必要な時数の確保を前提とし、標準授業時数を大幅に上回らないよう設定する。
- ② 学校行事や学習活動等の見直し、清掃時間の在り方の見直し、放課後の活動時間を勤務時間内に設定するなど、日課表を工夫する。
- ③ 統合型校務支援システムを積極的に活用し、職員会議や分掌業務等の校務を効率化する。
- ④ 電話対応時間帯を設定し、保護者に周知するとともに、学校通信等を活用して周知する。
- ⑤ 事務文書等の作成項目や内容の簡略化及び学校間での様式の共有を進める。

教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

○教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ① 1カ月の時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に対し、医師による面接指導を勧奨する。
- ② ストレスチェックの実施率100%を目指し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ③ 学校における定時退校日を月1回以上設定するよう推進するとともに、長期休業等の期間中に3日間以上の学校閉庁日を設定する。
- ④ 持ち帰り業務の時間を正確に把握し、その縮減に取り組む。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ① 取組の着実な実行を図るため、教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、立科町のホームページで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ② 時間外在校等時間に係る目標の達成状況は、長野県で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標は、町教委が実施するストレスチェック結果から把握する。
- ③ 町教委は、各学校の状況を確認し、本計画に照らして課題が見られる場合、当該学校に対し聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員が勤務する学校や、業務の持ち帰り、休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中の改善を目指し、個別の支援・指導を実施する。
- ④ 学校における働き方改革の取組が進むよう、さまざまな機会を捉えて学校に本計画を周知するとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、町教委による支援を強化する。各学校は、校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、学校運営協議会における協議等も踏まえ、本計画に基づき、取組を実施する。
- ⑤ 保護者・地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者等に対して、本計画の内容を周知するとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。